

岡山市シェアサイクル事業の実施に関する基本協定書（案）

（目的）

第1条 この協定は、岡山市（以下「甲」という。）が、岡山市コミュニティサイクル事業実施条例（平成24年岡山市条例第101号。以下「条例」という。）に基づき実施するシェアサイクル事業（以下「本事業」という。）について、甲と（以下「乙」という。）が相互に協力し、本事業を円滑に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定期間）

- 第2条 この協定は、協定締結の日から令和13年3月31日まで（以下「協定期間」という。）について適用する。
- 2 協定期間のうち運営期間は令和8年4月から令和13年3月31日までとし、運営期間の開始日は、甲乙協議の上決定するものとする。
 - 3 協定期間及び運営期間は、甲乙協議の上、最大5年間（令和18年3月31日まで）延長することができるものとする。

（業務内容及び役割分担）

- 第3条 甲及び乙は、本事業の展開に際して、次項及び第3項に掲げる役割を分担し、双方対等な立場でもって、その役割について、各自の責任において実施し、事業を協働で推進するものとする。
- 2 甲の本事業における業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 本事業全体の総括
 - (2) 公有地におけるサイクルポート用地の調整等（使用承認・占用手続きを含む）
 - (3) 関係者（交通事業者、町内会・自治会等）との調整
 - (4) 市民への周知・広報（岡山市ホームページ、市広報紙等）
 - (5) その他本事業の事業主体として必要な業務
 - 3 乙の本事業における業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 施設・器材（自転車、ラック等）の整備、維持管理と事業終了時の原状回復
 - (2) 本事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・整理・再配置、利用者からの問い合わせ、苦情対応、保険対応等）
 - (3) 民有地におけるサイクルポートの確保
 - (4) サイクルポート及びその周辺の違法駐輪対策等
 - (5) 利用者への周知及び広報、利用促進、利便性向上に向けた取組
 - (6) 利用データ等の収集、整理及び分析及び結果の提供
 - (7) 満足度や交通行動の変化等に関する利用者アンケート調査の実施及び結果の提供
 - (8) GPS等を活用した利用実態調査の実施及び結果の提供
 - (9) 必要に応じて関係者（交通事業者、町内会・自治会等）との調整
 - (10) 自転車の通行ルール・マナーの交通安全啓発実施
 - (11) 自転車活用による甲実施事業への協力
 - (12) 事業計画書の作成、事業結果報告

(13) その他本事業の運営主体として必要な業務

- 4 業務内容の詳細は、別紙「岡山市シェアサイクル「ももちやり」事業仕様書」(以下「仕様書」という。)に定めるところによる。

(業務実施に当たっての条件)

- 第4条 乙は、本協定書、条例、関係法令等(以下「法令等」という。)のほか、運営計画書等に沿って業務を実施するものとする。

(地位の譲渡及び委託の禁止等)

- 第5条 乙は、本事業の運営事業者の地位及びこの協定によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、継承させ、または担保に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲から書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、第3条に規定する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 乙は、事前に書面による甲の承認を得た場合は、運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 4 乙が前項の規定に基づき運営業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任において行うものとする。

(自主事業の実施)

- 第6条 乙は、本事業の利用促進、経費削減等を図るため、本事業における業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により、第3条に定める業務以外の自主事業を実施することができる。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に自主事業計画書を提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、自主事業実施にあたり、条件を定めることができる。
- 4 乙は、施設の設置目的の範囲外の自主事業を行う場合は、あらかじめ甲の承認を受けるとともに、施設使用手続き及び必要に応じて使用料の納付をしなければならない。
- 5 自主事業実施に伴う収入及び支出は、本事業に伴う経理と区分して管理しなければならない。

(重要事項変更の届出)

- 第7条 乙は、代表者、定款、寄附行為等の重要事項に変更があったときは、直ちに甲に届け出なければならない。

(事業報告書等)

- 第8条 乙は、本事業の実施にあたり、事業報告書を甲に提出するものとする。事業報告書に記載する項目及び提出時期については、仕様書のとおりとする。
- 2 甲は、事業報告書を受領したときは、乙の業務に係る実態点検を実施することができる。
- 3 乙は、前項に定める実態点検の結果、業務に不十分な点があったときは、直ちに改善等を実施し、再度、甲の点検を受けなければならない。
- 4 前項に定める再度の甲の実態点検に要する費用は、乙の負担とする。

(改善要求)

- 第 8 条 甲は、前条の規定による報告等に基づき、本事業における乙の業務に課題があると認める場合は、文書で改善要求を行うことができる。
- 2 乙は、前項に基づく改善要求がなされた場合は、速やかに改善計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の改善計画書について、改善が認められると判断した場合は、直ちにこれを承認する。ただし、必要に応じて承認に当たって、乙に対し、改善計画書の変更を求めることができる。

(業務の確認及び指示)

- 第 9 条 甲は、必要に応じて、乙に対し、定期又は臨時に業務の状況について報告を求め、実地調査を実施することができる。
- 2 乙は、前項の規定による実地調査に立ち会うものとし、正当な理由なく立ち会わないときは、調査の結果等について何ら異議を申し立てることができない。
- 3 第 1 項の規定による調査等の結果、業務が仕様書その他甲の示した条件を満たしていない場合、その他管理の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は乙に対して業務の改善勧告等の必要な指示をするものとする。
- 4 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。この場合において、発生する費用は、乙の負担とする。

(甲が負担する事業負担金)

- 第 10 条 協定期間に係る甲が負担する事業負担金（以下「負担金」という。）は、次のとおりとする。

負担金	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
-----	------------------	----

(負担金の支払)

- 第 11 条 甲が乙に対して支払う負担金の額及び支払い方法については、別表 1 のとおりとする。
- 2 乙は、支払期ごとの管理が終了したときは、甲に通知するものとする。
- 3 甲又は甲の検査員（甲が委任し、乙に通知するものとする。）は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に管理が適正に行われているかどうかを検査するものとする。
- 4 甲は、前項の検査が終了し、乙が適正に管理を終了していると認めたときは、乙に通知するものとする。
- 5 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに甲に負担金の支払いを請求するものとする。
- 6 甲は、前項の請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る負担金を乙に支払うものとする。

(利用料金)

- 第 12 条 甲は、本事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受させるものとする。
- 2 利用料金の決定及び改定については、甲乙合意の上行うものとする。

3 本事業の料金体系については、別表2のとおりとする。

(協定の変更又は解除)

第13条 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙合意の上、この協定の内容を変更することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができる。

- (1) 乙が本事業の業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が法令、条例等の規定又はこの協定に違反したとき。
- (3) 報告の要求等に対して正当な理由無くこれに応じないとき又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) この協定の内容の履行に関し、乙に著しく不正若しくは不誠実な行為があったとき又は重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 乙の財産につき、滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、破産その他の強制換価手続が開始される等経営が悪化し、本事業の業務を行うことが困難になったとき。
- (6) 乙の代表者、役員又は従業員が、本事業の業務の遂行に当たり行った行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合であって、引き続き本事業の業務を継続させることが社会通念上著しく不適當であると認められるとき。
- (7) 乙の本事業の業務の処理が著しく不適當であると認められるとき。
- (8) 乙が「岡山市シェアサイクル「ももちやり」事業者募集要項」に定められた応募資格を満たさなくなったとき。
- (9) その他、乙が本事業の事業者として不適當と認められるとき。

3 前項の規定により協定が解除された場合は、乙は、甲に対し一切の損害賠償の請求を行わないものとする。

4 乙は、第2項の規定により、協定が解除され、業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、当該解除され、又は停止を命ぜられた部分に係る負担金を、甲に返還しなければならない。

5 第2項の規定により協定が解除された場合は、乙は、前項に定める負担金の返還に合わせて当該年度の甲からの負担金の100分の10（業務の全部又は一部を停止されたときにあっては、その停止された部分に係る負担金の100分の5とする。）に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

6 第2項の規定にかかわらず、甲及び乙の合意によりこの協定を解除することができる。

7 甲の都合による協定の解除又は履行の中止においては、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合において賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(緊急時の対応)

第14条 乙は、本事業における業務の実施に際し、暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象（以下「不可抗力」という。）が発生した場合もしくは発生が予見できた場合は、速やかに必要な措置を講じ、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力するとともに、甲及び関係者に対してその状況を報告しなければならない。

(不可抗力による協定の解除)

第 15 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本事業の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して、この協定を解除することに関する協議を求めることができるものとする。この場合において、当該協議の結果やむを得ないと判断された場合は、この協定を解除するものとする。

(損害賠償等)

第 16 条 甲及び乙は、この協定を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に求めることができる。ただし、当該不履行が、相手方の責めに帰し得ない事由、不可抗力又は法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は、乙の責めに帰すべき事由により、サイクルポートの全部又は一部の滅失又は毀損その他行為によって何らかの損害を甲に与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 3 シェアサイクルの利用者又は関連する第三者からの損害等の問合せがあった場合は、乙は誠意をもって問題の解決に向けて対応するものとし、甲はその対応について合理的な範囲で協力するものとする。
- 4 乙は、本事業の運営において、乙の責めに帰すべき事由により、シェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において対応するものとする。ただし、甲乙双方の責めに帰すべき事由に起因する場合は、甲乙協力して対応するものとする。
- 5 前項の場合において、甲が当該利用者等に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲からの求償に対し、全額賠償しなければならない。ただし、甲乙双方の責めに帰する事由による場合には、乙は、乙の責めに帰する範囲のみを甲への賠償範囲とするものとする。

(原状回復義務)

第 17 条 乙は、本協定が失効したとき（甲所有の土地におけるサイクルポートの使用が中止された場合又は本協定が解除された場合を含む。）は、乙の負担及び責任において、当該サイクルポートをサイクルポート設置前の原状に回復した上で、甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲の事前承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

- 2 甲は、乙が正当な理由がなく当該サイクルポートを原状に回復しない場合は、乙に代わって当該サイクルポートを原状に回復するために必要な措置をとることができる。この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、甲が当該措置に要した費用を負担しなければならない。
- 3 乙は、第 2 条に規定する運営期間中に途中で失効することが明らかになった場合、シェアサイクルの利用者に対して、甲との事業が終了する旨の告知を乙のアプリケーション、メーリングリスト、SNS 及びウェブページ等の様々な媒体において、適切な期間で、適切な周知を行わなければならない。

(個人情報の管理)

第 18 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報及び

保有個人情報の取扱いに関する規定並びに別に締結する甲の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書の規定に従い、本事業の実施に際し知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、協定期間満了後においても、また、同様とする。

3 乙は、本事業に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(著作権等)

第 19 条 乙は、本協定の履行に関して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令及び国際条約により保護される第三者の権利の対象となっている物、表示、履行方法等を使用するときは、甲に対し、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、本事業の業務に関する写真又は画像データを、甲が広報等のために広報印刷物やホームページ等に掲載するときは、その掲載について許諾するとともに、必要に応じて本事業の業務に関係する者の許諾も得られるよう努めなければならない。ただし、乙又は第三者の権利を侵害するときは、この限りでない。

3 甲は、乙が本事業又は乙の営業行為等のために、本事業に関する写真又は画像データを使用することを許諾する。ただし、乙の使用が公益に反するとき又は甲の行政目的、施策、事業等を阻害するときは、この限りでない。

(財産の帰属)

第 20 条 本事業において、乙の負担で提供したシステム、自転車、機器等の有形財産は、本事業の実施終了後においても、全て乙に帰属するものとする。

2 本事業の成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、乙は、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。また、乙は、甲並びに甲から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。ただし、本事業の開始前に甲及び乙に帰属していた成果物及び知的財産については、この限りでない。

3 甲又は乙は、前項の成果物及び知的財産を、第三者に譲渡し、又はこれらに係る権利義務を承継させる場合には、事前に本協定の相手方の書面による承諾を得なければならない。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第 21 条 乙は、本事業に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し負担金の 100 分の 20 に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。協定期間満了後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2

項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙の行った独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判請求を、独占禁止法第66条第1項の規定により却下し、又は同条第2項の規定により棄却したとき。
 - (4) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により提起した審決の取消しの訴えを却下し、又は請求を棄却する判決が確定したとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条及び独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。
 - 3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

（紛争の解決）

- 第22条 甲及び乙は、この協定に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあつせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、甲及び乙の一方又は双方があつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この限りでない。
- 2 甲及び乙は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

（裁判管轄等）

- 第23条 この協定に関する訴訟の提起又は前条に規定するあつせん若しくは調停等は、甲の所在地を管轄する裁判所又は紛争処理機関に行うものとする。

（秘密の保持等）

- 第24条 乙及び本事業における業務の一部に従事する者は、本事業の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を、相手方の事前の承諾なしに他へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、法令等により当該秘密の公開、開示等についての定めがある場合は、その定めに従うものとする。
- 2 前項の規定は、協定期間が満了し、又は協定を取り消された後においても、また、同様とする。

（協議）

- 第25条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号
 (団体名) 岡 山 市
 代表者 岡山市長 大 森 雅 夫

乙 住 所
 (団体名)
 代表者

(別表 1)

対象年度	支払期	期間	負担金額
令和 8 年度	第 1 期	4 月 1 日～ 6 月 30 日	円
	第 2 期	7 月 1 日～ 9 月 30 日	円
	第 3 期	10 月 1 日～12 月 31 日	円
	第 4 期	1 月 1 日～ 3 月 31 日	円
	年度合計		円
令和 9 年度	第 1 期	4 月 1 日～ 6 月 30 日	円
	第 2 期	7 月 1 日～ 9 月 30 日	円
	第 3 期	10 月 1 日～12 月 31 日	円
	第 4 期	1 月 1 日～ 3 月 31 日	円
	年度合計		円
令和 10 年度	第 1 期	4 月 1 日～ 6 月 30 日	円
	第 2 期	7 月 1 日～ 9 月 30 日	円
	第 3 期	10 月 1 日～12 月 31 日	円
	第 4 期	1 月 1 日～ 3 月 31 日	円
	年度合計		円
令和 11 年度	第 1 期	4 月 1 日～ 6 月 30 日	円
	第 2 期	7 月 1 日～ 9 月 30 日	円
	第 3 期	10 月 1 日～12 月 31 日	円
	第 4 期	1 月 1 日～ 3 月 31 日	円
	年度合計		円
令和 12 年度	第 1 期	4 月 1 日～ 6 月 30 日	円
	第 2 期	7 月 1 日～ 9 月 30 日	円
	第 3 期	10 月 1 日～12 月 31 日	円
	第 4 期	1 月 1 日～ 3 月 31 日	円
	年度合計		円
協定期間合計			円

(別表 2)

料金プラン	基本料金	追加料金
	円	
	円	